

建設工事等に係る競争入札における誓約書の提出について

建設産業課

県においては、公正取引委員会の立入検査に係る報道への対応として、建設工事等においても、競争入札により受注者を選定する場合は、誓約書の提出を求めることとなりました。

1 概要

(1) 建設工事の一般競争入札（事前審査型）

入札参加資格申請書提出時に提出すること。

ただし、誓約書が入札参加資格申請書提出期限までに提出されなかった場合でも、提出の意思がある者に対しては、3日までの猶予を認めることができることとする。

(2) 建設工事の一般競争入札（事後審査型）及び指名競争入札、測量・建設コンサルタント等業務、地域維持業務委託

ア 提出方法等

(ア) 書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに誓約書を提出しなければならない。

(イ) 電子要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに誓約書を添付しなければならない（電子入札システムにより提出する場合は、押印を不要とする。）。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合は、書面により提出しなければならない（入札時において、電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めないものとする。）。

なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付しなければならない。

(ウ) 書面によらない場合は、AdobeReader DCで閲覧・印刷可能なものとする。

なお、書面参加者は、書面により誓約書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出しなければならない。

- a 提出者の商号又は名称
- b 誓約書及び内訳書が在中している旨
- c 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

(エ) 上記により難しい場合は、別に定めることができる。

イ 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出しなければならない。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、失格とし、落札者としめないものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

ウ アからイまでの趣旨は、公告に記載して入札参加者へ周知する。

エ 落札候補者の誓約書に不備があった場合は、期限を定め、再提出又は補正を求めるものとする。

2 適用日

令和2年11月16日以降に公告又は指名する入札から原則適用する。